

対象となる年金給付

協定相手国の年金制度は下の表のようになっています。

相手国	協定の対象となる年金給付	
	年金制度	最低加入年数条件
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・脱退一時金 ・障害年金 ・遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年 ・なし ・5年の保険期間かつ直近5年中3年間の保険料納付 ・5年
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・家族年金 ・障害年金 ・遺族年金 ・死亡一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ・40クレジット(10年) ・配偶者が40クレジット(10年) ・障害時の年齢に応じたクレジット数(最大40クレジット(10年)、毎年1クレジット) ・被保険者の死亡時の年齢に応じたクレジット数(最大40クレジット(10年)、毎年1クレジット)、子または子を養育する配偶者が受給する場合には死亡直前3年の間に6クレジット ・上記遺族年金と同様(死亡後2年以内に請求が必要)
ベルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・障害年金 ・遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ただし、60歳から受給する場合は35年必要 ・被用者:直近6ヶ月の間に120日かつ1年以上の保険期間 自営業者:2四半期以上の納付期間 ・なし
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・障害年金 ・遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・最低1年以上 ・なし
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・退職年金 ・障害年金 ・遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・OSA:カナダ国内在住の場合は10年以上 カナダ国外在住の場合は20年以上 ・CPP:なし ・障害の発生直前6年間のうち4年間 ただし、納付期間が25年ある場合は、6年間のうち3年間(2008年3月より) ・保険期間中1/3以上の納付期間(最低3年、最大10年)

※この表は概要です。詳細及び直近情報については相手国の機関に照会してください。

(4) 旧令共済組合員の期間（年金相談マニュアル 制度編P136-1～）

旧共済組合の支給する退職給付の規定の適用を受ける組合員であった期間のうち、労働者（厚生）年金保険法が施行された昭和17年6月から昭和20年8月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間とみなされ、合算されます。

具体的には、戦時中の軍需工場等に勤務していた期間です。最高39月分の期間が、基本年金額の定額部分の計算の基礎となります。

名称、解散年月日等

旧令共済組合の種類	解散年月日	解散時の組合員数
陸軍共済組合	昭和20年8月15日	約 506,000人
海軍共済組合	昭和20年11月30日	約 883,000人
朝鮮総督府逓信官署共済組合	昭和20年8月15日	約 6,000人
朝鮮総督府交通局共済組合	昭和20年8月15日	約 12,000人
台湾総督府専売局共済組合	昭和20年9月30日	約 3,000人
台湾総督府営林共済組合	昭和20年8月31日	約 3,000人
台湾総督府交通局逓信共済組合	昭和20年10月31日	約 8,000人
台湾総督府交通局鉄道共済組合	昭和20年9月30日	約 17,000人

関連条文

附則第28条の2

60年改正前附則第28条の2

期間の確認事務

旧令共済組合期間の確認については、履歴申立書（3部複写）を社会保険事務所に提出します。

社会保険事務所から社会保険業務センターに進達された履歴申立書は、記載内容により区分し、陸・海軍共済組合は厚生労働省社会・援護局へ、その他は外務省アジア大洋州局に履歴証明を依頼します。

履歴証明がされたものは、国家公務員共済組合連合会特定事業部旧令年金課へ照会し、旧令共済組合員期間の確認・証明を受けたのち、厚生年金保険の受給権者原簿に旧令加算を行います。

この取り扱いは、社会保険業務センターが一括して事務処理を行うこととされています。

旧令共済組合員期間が判明しても加算に該当しない場合

- 厚生年金保険の被保険者期間が1年未満の場合
- 国民年金の被保険者期間のみの場合
- 定額部分のみが計算の基礎となるため